

日本郵便(株) 有期雇用社員格差是正最高裁判決にあたっての声明

2020年10月15日

郵政産業労働者ユニオン
東・西労契法20条格差是正原告団
東・西労契法20条格差 是正訴訟弁護団

本日、最高裁判所第1小法廷（山口厚裁判長）は、有期雇用社員と正社員との労働条件格差の不合理性に関して、福岡高裁判決（一審原告1名）、大阪高裁判決（西日本訴訟一審原告8名、）及び東京高裁判決（東日本訴訟一審原告3名）について、扶養手当、年末年始勤務手当、年始期間における祝日給、有給の病気休暇制度及び夏期冬期休暇制度の正社員との格差が不合理で違法であるとして、日本郵便株式会社（会社）に対して、旧労働契約法20条に反する不法行為として損害を認める判決を言い渡した。本件は、会社における有期雇用社員と正社員との間の労働条件の相違が旧労働契約法20条が定める不合理な労働条件の相違にあたるか否かを判断したものであり、上記手当及び休暇制度の格差を違法と最高裁が判断したことは、非正規労働者の均等・均衡待遇実現への道を一步進めたものと評価することができる。

最高裁は、扶養手当について、「扶養親族のある者の生活設計等を容易にさせることを通じて、その継続的な雇用を確保するという目的」によるものと考えられるとし、「本件契約社員についても、扶養親族があり、かつ、相応に継続的な職務が見込まれるものであれば、扶養手当を支給することとした趣旨は妥当する」として、扶養手当の支払いを命じた。

また、年末年始勤務手当については、郵便の業務を担当する正社員の給与を構成する特殊勤務手当の一つであり、「12月29日から翌年1月3日までの間において実際に勤務した時に支給されるものであることからすると、同業務についての最繁忙期であり、多くの労働者が休日として過ごしている上記の期間において、同業務に従事したことに対し、その勤務の特殊性から基本給に加えて支給される対価としての性質を有する」とした。そして、年末年始勤務手当の性質や支給要件及び支給金額に照らせば、これを支給することとした趣旨は、時給制契約社員にも妥当するものとし、不合理とした。

次に、夏期冬期休暇について、時給制契約社員に与えないことは不合理であるとする原審を是認した上で、1審原告らに損害があるとして、損害がないとした原審を破棄して、損害額を確定させるために原審に差し戻した。

そして、有給の病気休暇について、正社員が長期にわたり継続して勤務することが期待されることから、その生活保障を図り、私傷病の療養に専念させることを通じて、その継続的な雇用を確保するという目的によるものと考えられるとし、この目的に照らせば、時給制契約社員についても、相応に継続的な勤務が見込まれるのであれば、その趣旨は妥当するとして、病気休暇について有休と無給の相違を設けることは不合理とした。

また、最高裁は、会社が引っ越しを伴わない配置転換を命じる新一般職の正社員に支給する住居手当を有期雇用社員に支給しないことは、不合理な労働条件であるとした東京高裁、大阪高裁の判決について会社側上告を受理せず、この住居手当の格差の違法性も確定させた。

一審原告らが求めた夏期・年末手当（夏期・年末賞与）の支給格差を不合理な格差ではないとした東京高裁及び大阪高裁の判決を是正しなかった。

先の10月13日、最高裁は、大阪医科大学事件及びメトロコマース事件において、賞与及び退職金の格差を不合理と認めなかった極めて不当な判決を言い渡した。この最高裁二判決は、格差是正の立法の趣旨を軽視し、非正規労働者の待遇を改善し格差を是正していこうというこれまでの流れに逆行するものである。ただし、本日の本最高裁判決では、賞与等の是正を図られなかったものの、住居手当、扶養手当、年末年始勤務手当、年始期間中の祝日給、一定の休暇制度の格差を不合理なものとして違法とした点では、非正規の格差是正に向けた道を開いたものといえる。日本郵便で働く正社員は約19万人、有期雇用社員は約18万人にのぼる。また、日本全体で見れば、非正規労働者は2120万人を超え、非正規雇用率は約38%に達しており、これからも均等・均衡待遇の実現と格差是正は喫緊の課題である。

現在、本件一審原告らと同じく格差是正を求めて、会社に対して有期雇用社員154人が提訴し、全国の地裁で集団訴訟がたたかわれている。会社はこの最高裁判決に従い、直ちに上記手当及び休暇制度に係る損害を支払うべきであり、また、提訴していない有期雇用社員全員についても就業規則の改正等の格差是正措置をとるべきである。

また、1審原告及び郵政産業労働者ユニオン、同弁護団は、今後も法廷の内外でのたたかいを進め、多くの労働者及び労働組合と連帯して、新たなパート有期雇用労働法の均等均衡待遇の完全実現を求めるたたかいを強める決意である。